

令和7年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税 率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円 〃 18,050,000円 〃	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

〔参考〕 令和7年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額 ^(注3))			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 58万円以下	38万円	26万円	13万円	1,230,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,230,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,600,000円超 1,650,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,650,000円超 1,700,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,700,000円超 1,750,000円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,750,000円超 1,800,000円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,800,000円超 1,850,000円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,850,000円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	133万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

- (注) 1 合計所得金額(12ページ参照)が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。
3 所得金額調整控除の適用がある場合は、括弧内の各金額に15万円を加えてください。
また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合も括弧内の各金額とは異なりますので、ご注意ください。

〔参考〕 令和7年分の基礎控除額の表

所得者の合計所得金額		控除額
132万円以下		95万円
132万円超	336万円以下	88万円
336万円超	489万円以下	68万円
489万円超	655万円以下	63万円
655万円超	2,350万円以下	58万円
2,350万円超	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円

(注) 1 合計所得金額 655 万円以下の控除額は、所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 58 万円に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。

2 合計所得金額（12ページ参照）が2,500万円を超える所得者は、基礎控除の適用を受けることはできません。

〔参考〕 令和7年分の特定親族特別控除額の表

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

〔参考〕 令和7年分の扶養控除額等の表

控 除 の 種 類			控 除 額
(1) 扶養控除 年齢16歳以上の 人 (平成22年1月 1日以前生)	一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族		380,000円
	特 定 扶 養 親 族 年齢19歳以上23歳未満の人（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）		630,000円
	老 人 扶 養 親 族 年齢70歳以上の 人 (昭和31年1月1日以前生)	同 居 老 親 等 以 外 の 者	480,000円
		同 居 老 親 等	580,000円
(2) 障害者控除	一 般 の 障 害 者		270,000円
	特 別 障 害 者		400,000円
	同 居 特 別 障 害 者		750,000円
(3) 寡 婦	控 除		270,000円
(4) ひ と り 親	控 除		350,000円
(5) 勤 労 学 生	控 除		270,000円



年末調整に役立つ情報

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。



【掲載場所】 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm